

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和5年1月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230116	釜淵運送 有限会社 (法人番号 9420002010070) 代表者釜淵嘉与	青森県三戸郡 田子町大字田子字 七日市上ノ平9番地1	八戸営業所	青森県八戸市北インター 工業団地2丁目100-29	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和4年3月11日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(3)運行指示書の記載義務違反(安全規則第9条の3第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	5	5
20230125	有限会社 高橋建材 (法人番号 6400002010711) 代表者高橋年美	岩手県下閉伊郡 山田町豊間根 第2地割36番地1	本社営業所	岩手県下閉伊郡 山田町豊間根 第2地割36-1	輸送施設の使用停止(30日車)	法第17条第4項	令和4年7月7日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(2)高齢運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	3	3
20230125	株式会社 ロシコム (法人番号 7370001017999) 代表者小山幸也	宮城県仙台市 若林区卸町 5丁目6番10号	郡山支店(現 郡山営業所)	福島県郡山市喜久田町 卸3丁目3番	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和4年1月21日及び3月4日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20230125	株式会社 村山運送 (法人番号 3390001004611) 代表者村山裕樹	山形県天童市大字 蔵増1465番地11	仙台南営業所	宮城県亶理郡亶理町逢 隈中泉字本木59番地	文書警告	法第17条第4項	令和5年1月18日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0

20230126	中川運輸 有限会社 (法人番号 2420002016058) 代表者中川孝正	青森県南津軽郡 藤崎町大字常盤字 二西田72番地3	本社営業所	青森県南津軽郡 藤崎町大字常盤字 二西田72-3	輸送施設の使用停 止(100日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和4年5月18日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、8件の違反が認められた。(1)乗務時 間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、 (2)疾病、疲労のおそれのある乗務(安全規則第3 条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7 条第1項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7 条第5項)、(5)乗務等の記録義務違反(安全規則 第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安 全規則第9条)、(7)運転者台帳の作成義務違反 (安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する 指導監督違反(安全規則第10条第1項)	10	10
20230126	株式会社 八洲陸運 (法人番号 9420001002168) 代表者松尾 彰	青森県青森市大字 滝沢字住吉28番地7	本社営業所	青森県青森市大字 滝沢字住吉34-1、 28-1、32-1、253-2	輸送施設の使用停 止(70日車)	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和4年6月16日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時 間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、 (2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則 第10条第1項)、(3)運転者に対する指導監督の記 録保存違反(安全規則第10条第1項)	7	7
20230131	株式会社 エクスプレス青 森(法人番号 1420001004865) 代表者加藤とよ	青森県青森市けや き1丁目15番1号	本社営業所	青森県青森市けやき1- 15-1	輸送施設の使用停 止(60日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和4年7月27日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時 間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、 (2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則 第10条第1項)、(3)運転者に対する指導監督の記 録違反(安全規則第10条第1項)	6	6
20230131	株式会社 加藤急便 (法人番号 4420001000696) 代表者加藤義信	青森県青森市 けやき1丁目 15番1号	本社営業所	青森県青森市けやき 1丁目15-1	輸送施設の使用停 止(30日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和4年7月28日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、4件の違反が認められた。(1)乗務時 間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、 (2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、 第2項、第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規 則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義 務違反(安全規則第10条第1項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。